

6 発注仕様書の施工業務における監理技術者等に係る施工実績について

京都会館再整備工事発注仕様書（以下、「発注仕様書」という。）について、次のとおり補足説明及び追記をします。

発注仕様書の第3節，第1，4，の（1）監理技術者及び（2）施工担当者について

監理技術者の施工実績については，共同企業体の建築工事を担当する構成員のうち，いずれかの構成員が配置する監理技術者の施工実績となります。

また，監理技術者及び施工担当者の施工実績を証明する資料については，「コリンズ等」で施工実績（民間実績も含む。）が判明できるものとします。